

建築基準法第 12 条第 1 項に基づく特殊建築物の定期報告についてのお知らせ

平成 27 年 4 月 1 日から、

## 特定天井（★）の調査が必要になります。

### ★特定天井とは？

①～③のいずれにも該当する吊り天井

①人が日常立ち入る場所に設けられるもの（居室、廊下など）

②高さが 6m を超える部分の水平投影面積が 200 m<sup>2</sup> を超えるもの

③天井部材の重さが 2 kg/m<sup>2</sup> を超えるもの

### ◎定期調査報告書の変更点（平成 4 月 1 日以降に調査を行うものから）

特殊建築物 調査結果表 4（25）調査項目

旧：概ね 500 m<sup>2</sup> 以上の空間を有する建築物



新：特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況

### ◎調査内容

【調査項目】特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況

【調査方法】目視により確認する。（天井の室内に面する側、天井裏）

【判定基準】天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等の有無

※ 具体的な調査内容は、平成 27 年 1 月 13 日国住指第 3740 号「特定天井の定期調査について（技術的助言）」をご参照ください。